

第6章

国民と防衛庁・自衛隊

- 第1節 国民の信頼回復に向けた取組
- 第2節 防衛力を支える基盤
- 第3節 防衛庁・自衛隊と地域社会とのかかわり
- 第4節 国民と自衛隊を結ぶ活動



第1節

国民の信頼回復に向けた取組



防衛庁職員に対し訓示を行う額賀防衛庁長官

防衛力は、国の安全保障を最終的に担保するものであり、その機能は、ほかのいかなる手段でも代替し得ない。しかしながら、国民の強い信頼によって支えられない防衛力は、その機能を発揮することができない。自衛隊は常に国民とともにあるという大きな信頼関係は、何よりも重要なことである。

これまでの章で述べたように、多くの自衛隊員（本章2節図表6-2-4参照）は日々職務に精励し、国民の信頼と期待に応えるべく努力している。しかし、一方で国民の

信頼を損なう事案が起きたのも事実であり、防衛庁・自衛隊（本章2節参照）としては、これら国民の信頼を損なう事案に対する再発防止に、断固たる決意を持って臨む覚悟である。

以上のような観点から、本年は、本章の冒頭において、防衛施設庁入札談合事案への取組、薬物事案への取組、およびインターネットを通じた情報流出事案への取組を説明する。

1 防衛施設庁入札談合事案への取組

本年1月30日、防衛施設の建設工事に係る競売入札妨害の容疑で、防衛施設庁の幹部職員などが逮捕された。本事案は、防衛庁に対する国民の信頼を著しく損なうものであり、国民に信頼される政策官庁としての防衛庁の新しい体制を作り上げるため、額賀防衛庁長官の統括の下、北原防衛施設庁長官を委員長とする「防衛施設庁入

札談合等に係る事案に対する調査委員会」（以下「調査委員会」という。）および木村防衛庁副長官を委員長とする「防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、事実関係の徹底究明および抜本的な再発防止策を検討した。

1 「調査委員会」における事案の調査について¹

本年1月31日、本事案の事実関係の徹底究明を図るため、「調査委員会」を設置した。「調査委員会」では、19回にわたり委員会を開催するなどし、事案の徹底的な事実関係の究明を行うとともに、事案の背景や原因を把握し、適宜、「検討会」に対し報告を行ってきた。本年6月15日、「調査委員会」は「防衛施設庁入札談合等に係る事案の調査について」をとりまとめ公表するとともに、翌16日、「検討会」に対して報告し、本検討会における再発防止策の策定の資とした。

防衛施設庁におけるいわゆる官製談合行為は、技術審議官を頂点とする建設部の一部幹部職員が企業在職のOBとの密接な結び付きの下、主導的に実行してきており、かなり以前から、一部職員により代々申し継ぎのようにして行われてきた悪質かつ組織的な行為である。これらに関与した職員には、法令遵守の意識や自浄能力はなかったと断ぜざるを得ない。

今般の事案の直接の原因は、防衛施設庁OBなどの再就職先の確保と再就職したOBへの配慮にあり、これは長年にわたる建設部の閉鎖的な人事管理などによりもたらされたものである。また、同時にこれらに対する問題意識を持つことなく人事交流などに積極的に取り組まなかった防衛施設庁全体の問題でもある。

また加えて、98（平成10）年の旧調達実施本部における防衛調達に係る背任事件およびこれを契機にまとめられた「調達改革の具体的措置」などについて、防衛施設庁の問題と受け止めず、入札契約制度の審査・監視機能の不備などに対して具体的な措置をとらなかったことも問題であった。

今般の事案によって、防衛施設行政に対する信頼を著しく失墜し、防衛施設庁のみならず防衛庁、自衛隊に対する信頼をも傷つけた責任を強く認識し、二度とこのような事件を起こすことがないよう、職員一人一人の意識改革に努め、「検討会」においてとりまとめられた再発



防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会

防止に係る措置を確実に実施し、防衛施設庁を解体する中で新しい出発を行うこととする。

なお、今般の事案に関しては、公正取引委員会による調査も行われていることから、防衛施設庁として全面的協力に努めているところである。

2 再発防止に係る抜本的対策について²

(1) 検討の経緯

本年1月31日、木村防衛庁副長官を委員長とする「検討会」が設置され、部外の有識者にも特別委員としてご参加いただき、審議を重ねた。

そして、再発防止策について、入札手続、再就職、組織、人事管理、公益法人などに関する検討を行い、本年6月16日、報告書を以下のように取りまとめた。

なお、今般のような不祥事案を二度と起こさないようにするため、再発防止策を確実に実施していくことは当然であるが、旧調達実施本部の事案および今回の事件が幹部職員あるいは元幹部職員によって行われたことにかんがみ、職員の徹底した意識改革の重要性、特に、予算が国民の血税であることの周知徹底と、法令遵守意識の向上などの取り組みを行っていく。

この取り組みの一環として、本年6月、「防衛施設庁職員の心構え～3,100名の決意～」³を作成し、全職員に対して配布したところである。

1) < http://www.dfaa.go.jp/topics/nyusatsu_bogai/pdf/tyousa_houkoku.pdf > に調査結果の詳細を掲載

2) < <http://www.jda.go.jp/jj/delibe/dangou/houkoku/index.html> > に報告書の詳細を掲載

3) 防衛施設庁HPのトップページ< <http://www.dfaa.go.jp/> > に「談合の再発防止に向けた取り組み」を掲載し、心構えを紹介

(2) 建設工事の入札手続など

今般のような談合事案の再発を防止するため、談合の起こりにくい環境をつくるとの観点から、従来の入札手続を見直すこととした。具体的には、調達に係わる一連のプロセスの透明性を高めるため、入札手続の改善⁴、入札・契約過程における監視・チェック機能などの強化⁵、談合に対する予防的措置の強化⁶、OBを含む業界関係者との適切な関係の確立⁷の措置を講じる。

(3) 再就職

今般の事案にかんがみ、早期退職慣行の見直しおよび再就職の自粛などを行っていく。

早期退職慣行の見直しについては、早期退職慣行の是正に向けて、一層強力な取り組みを進めていくとの方針の下、いわゆる建設系技官の退職年齢について、早期に、事務官などの平均退職年齢まで引き上げていく。同時に、事務官など全般について、可能な限り、定年まで勤務させるよう、適切な措置を講ずる。また、勧奨退職の平均年齢の状況を、毎年度、防衛庁長官に報告する。

さらに再就職の自粛などとして、

離職前5年間に建設工事の発注業務に関与していた幹部職員（行（一）8級相当以上）の建設工事受注業者への再就職の自粛要請（離職後5年間）

財団法人防衛施設技術協会への再就職の全面的自粛要請

今般の事案に関連した企業への当面の間の再就職の自粛⁸

防衛庁職員が再就職することがふさわしく、かつ国民から疑惑の目で見られることのない再就職先および再就職の仕組みの検討、

などを実施する。

(4) 懲戒処分などの基準の明確化

入札業務を含む調達関連業務について、その職務に係る規範などを明確にし、これに違反する行動の態様について、作為のみでなく不作為も含めて類型化し、懲戒処分などの基準を明確にする。また、公益通報者保護制度の適切な運用などを通じて、通報者を保護する。

(5) 人事管理

今回の事案の背景に、防衛施設庁の沿革に由来する独自の人事管理などがあるとの認識の下、人事管理の改善などを実施する。

具体的には、

防衛施設に係る業務を行う種技官の統一的な人事管理

防衛施設に係る業務を行う種技官の他省庁との積極的な人事交流

防衛施設に係る業務を行う部署の幹部ポストの事務官と技官の組み合わせ配置

徹底した意識改革

などである。特に意識改革については、初心を忘るべからずとの考えの下、法令遵守意識の向上、高い倫理観の育成などを目的として、全職員、特に幹部職員に対しては、繰り返し教育研修などを行うことにより、継続的に徹底した意識改革のための努力を行う。

(6) 組織

今般の事案に係る組織の見直しでは、防衛施設庁の解体と防衛庁本庁への統合、建設工事の発注手続に係る相互牽制機能の強化、全庁的な監査・監察機能の強化を実施する。

防衛施設庁の機能について、以下の観点を踏まえ、業務の見直しを行い、組織の透明性を確保した上で、防衛施設庁の解体と防衛庁本庁への統合を実施する。

4) a. 一般競争方式を現在7.3億円以上の事業から2億円以上の工事まで拡大する。b. 総合評価方式の適用を段階的に拡大する。c. 設計施工一括発注方式を積極的に採用する。などである。

5) a. 第三者からなる入札監視委員会の地方への設置および監視機能の強化、b. 談合等の情報を幅広く収集するための電子目安箱をホームページ上に設置、などである。

6) 総合評価落札方式の評価点や企業の競争参加資格を定める際の総合審査数値の総合点数の算定にあたり、指名停止措置状況や施工成績などを適切に反映させた評価を行うこと。

7) 職員と受注企業の社員（特にOB）とは真に業務上必要な場合を除き、接触を禁ずることなどを内容とする対応要領を定め、周知を徹底

8) 当該企業においてコンプライアンス（法令遵守体制）が確立したと認められるまでの間

ア 各自衛隊や米軍などのユーザーサイドのニーズを的確に反映

イ 安全保障を担う組織にふさわしい、防衛政策と施設行政が密接に連携した体制の確立

防衛庁本庁への統合にあたっては、

ア 建設工事や土地の購入などの施設の取得を中心とする調達に係る業務は、透明性の高い実施部門で処理

イ 防衛施設庁の行っている「基地問題への対応」や「住民への影響のある事件・事故への対応」といった業務は、地方自治体や国民との関係に焦点を当てた部門で対応

ウ 地方の「防衛施設局」は、地域と防衛行政との接点を担うべき組織との観点に立って再編

することとしている。

また、建設工事の発注手続きに係る相互牽制機能の強化策としては、各防衛施設局建設部が行っている「積算」と「契約」を分離する。

さらに、全庁的な監査・監察機能の強化として、地方の部隊なども含め、防衛庁・自衛隊の活動全般について、全庁的な立場からチェックを行う。そして、その規模にふさわしい体制を有した独立性の高い組織・部局を新設する。

なお、今回の組織の見直しにあたっては、以下の視点に常に留意しつつ検討を進めている。

ア 職員一人一人が、国民の目線に立ち、かつ、国の防衛を担っていることを常に意識するとともに、これまで地方公共団体などとの間で果たしてきた役割やつちかってきた知見を活用し、誇りをもって業務に従事できること。

イ 防衛施設庁の独自性・特殊性が今般の事案の背景にあったという反省に立ち、「背広」と「制服」、「事務系」と「技術系」、「陸」・「海」・「空」といった既成概念の間にある垣根をできるだけ低くすること。

(7) 公益法人

今般の事案で問題が認められたことから、公益法人については、財団法人防衛施設技術協会の解散、随意契約の一般競争入札などへの移行、再委託の禁止、

公益法人における勤務期間の是正などを実施する。

財団法人防衛施設技術協会については、防衛庁OBの再々就職、随意契約、再委託の実施など運営の実態に問題が認められたことから、同協会の機能のうち民間企業などで実施することが困難な機能について、必要な措置を講じた上で、平成18年度中の自主解散を要請する。

随意契約については、「よほどの事情がない限り」、一般競争入札などに移行し、所管公益法人と随意契約を実施する場合は、再委託を認めない。

また、公益法人における勤務期間について、防衛庁から常勤・有給で再就職した所管公益法人の役員は、5年以内に防衛庁と密接な関係にある営利企業に就職するための退職をしないよう要請する。

なお、技術研究本部が財団法人防衛技術協会および企業と行う労務借上契約について、一般競争入札などへ移行し、労務借上の予定価格の算定方法などについても見直しを実施する。

(8) 今般の事案への対応

今般の事案に対し厳正な対応を行うことが、かかる事案の再発防止につながるとの認識に立ち、今般の事案で逮捕・起訴された現職幹部2名については、本年4月26日、懲戒免職とした。また、調査により明らかになった長期にわたる談合関与行為の組織的な構造を踏まえ、処分のための事実関係をさらに確認した上で、過去までさかのぼり、談合に係る行為に関与した関係者および指揮監督責任を有した職員、合計82名について、本年6月15日、調査結果の公表と同時に厳正な処分を行った。(降任1名、停職10名、減給6名、戒告33名、訓戒18名、注意14名)

なお、防衛施設庁の技術審議官および建設部長であった者で、現在、既に防衛施設庁を退職している者全員に対して、退職金相当額の全部又は一部の自主返納又は寄附について検討するよう呼びかけを行った。

また、公正取引委員会の調査などにより、関与した当時の職員および国の損害額が特定された場合、当時の職員に対する損害賠償請求を含め、国の損害額の回復に向けた法的手続をとることとする。

(9) 今後の対応

この報告書でとりまとめた各分野における再発防止策については、直ちに実施に向けた取り組みを既に行っているが、平成19年度概算要求に向けての実務作業につい

ては、「防衛施設庁解体後の新たな防衛組織を検討する委員会（委員長：防衛庁長官）」において、精力的に検討していく。

2 薬物事案への取組¹

昨年7月以降、大麻取締法などに違反した容疑で自衛官が相次いで逮捕されるなど、自衛隊において薬物事案が続発した。自衛隊は、国民の信頼を基盤として存在しており、このような事案により、国民の信頼を大きく損ねたことに対し深く反省している。

防衛庁・自衛隊は、かかる事態を重く受け止め、昨年10月、大野防衛庁長官（当時）の指示の下、再発防止策を検討するため、防衛庁副長官を議長とする「薬物問題対策検討会議」を発足させた。本検討会議は、計6回の会合を開催し、一連の薬物事案について、その問題点と再発防止策などについて本年2月「最終的なとりまとめ」を作成した。

1 薬物事案の概要

昨年7月以降、12月までに、大麻取締法などに違反した容疑で、計17名の自衛官（海自11名、陸自5名、空自1名）が、逮捕または書類送検され、各自衛隊は全員に

対し、免職などの懲戒処分を実施した。

このような多数の薬物事案による逮捕者などが生じたことは、かつて見られなかったことである。特に海上自衛隊においては、大麻を自分で所持・使用するに止まらず、これを栽培していた者、交友関係などを通じて他者に譲り渡していた者、インターネットを通じて部外者に売り渡していた者などが明らかとなった。

2 再発防止策

わが国の平和と独立を守るという使命の下、武器等を取り扱いつつ、一致団結して任務にあたる自衛隊の部隊などにおいて、薬物乱用はあってはならない。このため、再発防止を徹底し、薬物乱用を徹底的に排除する必要がある。「最終的なとりまとめ」においては、 服務指導および教育の徹底、 入隊後における薬物検査（尿検査）の導入、 各種相談・通報窓口の整備などの再発防止策を速やかかつ着実に実施してゆくこととした。

3 インターネットを通じた情報流出事案への取組¹

防衛庁では、海上自衛隊の護衛艦「あさゆき」の秘密情報流出事案が判明したことを受け、防衛庁全体としての再発防止に関する抜本的な対策について検討するため、本年2月24日に、高木防衛庁長官政務官を委員長とし、事務次官、官房長、全局長、陸・海・空幕僚長をはじめ防衛庁内の全機関の長などをメンバーとする秘密電子計算機情報流出等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会を設置し、検討を重ねてきた。

その検討結果を踏まえ、再発防止に係る抜本的対策の

具体的措置について次のとおり取りまとめ、本年4月12日に公表した。

防衛庁では、これらの対策を早急に実施し、同種事案を確実に防止するため、高木防衛庁長官政務官を委員長とし、上記検討会と同様に防衛庁内の全機関の長などをメンバーとする「秘密電子計算機情報流出等再発防止に係る対策実施委員会」を新たに設け、当該委員会の中で対策の実施を監督することとしている。

2 - 1) <<http://www.jda.go.jp/menu/kakushu.html>> に「最終的なとりまとめ」を掲載

3 - 1) <<http://www.jda.go.jp/j/news/2006/04/12.pdf>> に「秘密電子計算機情報流出等再発防止に係る抜本的対策について」を掲載

1 情報セキュリティの観点からの具体的措置

(1) 新たな技術の導入など技術的・設備的対策の実施

職場から私有パソコンを一掃するため、官給品のパソコン約5万6千台を緊急調達する。また、可搬記憶媒体による業務用データの流出を防止するため、可搬記憶媒体に保存されるデータを自動的に暗号化するソフトを導入するなどの対策を実施する。

(2) 制度の見直し

官品パソコンの調達後、職場への私有パソコンの持ち込みを全面禁止することとする。また、私有可搬記憶媒体の使用の全面禁止、官品可搬記憶媒体の集中管理のほか、インターネット上への情報流出事案への全庁的な対応要領の策定、および抜き打ち的なものも含めた情報セキュリティに関する制度の遵守状況調査を実施する。

(3) 教育の強化

情報セキュリティや秘密保全に関する制度、情報流出防止に関する情報について、職員の階級および取扱う情報などに応じた教育を定期的を実施する。また、情報システムを活用した周知方法の改善のほか、各職員の疑問にきめ細かな対応を迅速に行えるよう、情報セキュリティに関する相談を受け付ける窓口（ヘルプデスク）を各機関に設置する。

2 秘密保全の観点からの抜本的対策

(1) 抑止力の強化

秘密文書などについて、その内容を精査し、相対的に軽度の罰則の担保の下に置かれている「庁秘（機密・極秘）」を、より重い罰則で担保される「防衛秘密」へ1年を目途に移行させ、抑止効果を向上させる。

また、秘密指定の厳格化措置などを講じることにより、過剰な秘密指定を防止するとともに、秘密保全に係る重い責任を自覚させるため、秘密を取り扱う全職員に対し、「誓約書」の提出を義務付けることなどの施策を講ずる。

(2) 検査態勢の強化

可搬記憶媒体などによる秘密情報の持出しや不適切な保存などを防止するため、抜き打ち検査を制度化する。具体的には、立入禁止区域などへの出入りの際の所持品検査、秘密の取り扱いを許されていないパソコン内に保存されているデータの検査および秘密に関わる企業を対象とした保全検査などの抜き打ち検査である。

3 懲戒処分の観点からの抜本的対策

インターネット社会における情報流出事案について違反行為を類型化し、管理者責任などを含めて厳しく処分される旨、処分基準を明確化することにより、関係者の保全意識と責任の自覚を高めるとともに、処分による抑止力を強化する。